

一般社団法人日本ディスクゴルフ協会 定款

令和7年12月11日作成

## 第1章 総則

(名称)

### 第1条

当法人は、一般社団法人日本ディスクゴルフ協会と称し、英文では Japan Disc Golf Association と表示する。

(事務所)

### 第2条

当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

### 第3条

当法人は、わが国におけるディスクゴルフ競技の統一組織として、その普及及び振興を図り、国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. ディスクゴルフ競技会の開催及び国際大会への代表者選考及び派遣に関すること。
2. ディスクゴルフの競技力向上に関すること。
3. ディスクゴルフに関する規格・規則の制定及び競技記録等の認定に関すること。
4. ディスクゴルフ関係諸団体との交流及びネットワークの構築に関すること。
5. 指導者等の養成、資格認定及びその派遣に関すること。
6. ディスクゴルフ競技の普及及び振興に関すること。
7. 各種情報媒体を活用した広報活動に関すること。
8. 都道府県協会の認定に関すること。
9. 関連諸団体の活動に関する情報交換、助言及び協力に関すること。
10. その他当法人の目的を達成するために必要な事業。

(公告の方法)

### 第4条

当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 社員及び会員

(法人の構成員)

### 第5条

当法人に以下の各号に掲げる会員を置き、会員のうち、毎事業年度の開始の日の前日までに

理事会の承認を経て社員登録をした者をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

1. A会員：当法人の目的に賛同して入会した個人

2. B会員：日本レクリエーション協会資格保有会員で当法人の目的に賛同して入会した個人
3. C会員：当法人の目的の一部に賛同して入会した個人
4. J会員：当法人の目的に賛同して入会した個人（当該事業年度18歳以下）
5. ファミリー会員（F）：当法人の目的に賛同して入会した個人と生計を共にする親族
6. 賛助会員：この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

（入会）

#### 第6条

1. 当法人の会員として入会しようとする者は、会員規程に定めるところにより、会員登録を行うものとする。
2. 入会は、理事会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これをその者に通知する。
3. 本通知は、当法人が使用する情報提供手段への登録または掲載をもってこれに代えることができる。

（会費等）

#### 第7条

会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、会員規程に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）

#### 第8条

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

#### 第9条

会員が以下の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

1. この定款又はこれに付随する諸規程に違反したとき
2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
3. その他除名すべき正当な事由があるとき

（会員の資格喪失）

#### 第10条

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会したとき
2. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
3. 第7条にある支払いの義務を怠ったとき
4. 除名されたとき
5. 総社員の同意があったとき

(会員規程)

第11条

当法人の会員に関する詳細な規程は、理事会において定める会員規程による。

(社員名簿及び会員名簿)

第12条

1. 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。
2. 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(構成)

第13条

社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第14条

社員総会は、次の事項について決議する。

1. 会員の除名
2. 理事及び監事の選任又は解任
3. 理事及び監事の報酬等の額
4. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
5. 定款の変更
6. 解散及び残余財産の処分
7. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第15条

社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条

1. 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
2. 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条

社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第18条

社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条

1. 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
2. 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第20条

1. 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員)

第21条

当法人に、次の役員を置く。

1. 理事：3名以上10名以内
2. 代表理事：1名
3. 監事：1名以上

(役員資格)

第22条

1. 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。
2. 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(役員選任)

第23条

1. 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
2. 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって当法人の会長とする。
3. 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
4. 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5. 役員を選任に関し必要な事項は、理事会が別に定める規程による。

(理事の職務及び権限)

#### 第24条

1. 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
2. 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

#### 第25条

1. 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

#### 第26条

1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
3. 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
5. 理事若しくは監事が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

#### 第27条

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

#### 第28条

理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(名誉会長及び顧問)

#### 第29条

1. 当法人に、名誉会長及び顧問を若干名置くことができる。

2. 名誉会長及び顧問は、理事会で推薦し、会長がこれを任免する。
3. 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応じて法人の活動や運営に助言をすることができる。
4. 名誉会長及び顧問の任期は、任免した会長の在職期間と同一とする。

(取引の制限)

#### 第30条

1. 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
  - (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

#### 第31条

1. 当法人に理事会を置く。
2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

#### 第32条

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

1. 業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 代表理事の選定及び解職

(招集)

#### 第33条

1. 理事会は、会長が招集する。
2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
3. 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

#### 第34条

理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条

1. 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第36条

理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第37条

1. 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第38条

理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第6章 計算

(事業年度)

第39条

当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条

1. 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条

1. 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
  1. 事業報告
  2. 事業報告の附属明細書
  3. 貸借対照表
  4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
  5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金の不分配）

第42条

当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第7章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第43条

この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

（解散）

第44条

当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第45条

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 事務局

（事務局の設置）

第46条

1. 当法人は、法人運営、管理及び事業等に関する事務を処理するため、事務局を置く。
2. 事務局には、事務局長を置く。なお、事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。

3. その他、事務局に関する事項は別に定める。

## 第9章 附則

(補則)

### 第47条

この定款の施行に関し必要な事項については、別に定める細則による。

(設立時社員の氏名及び住所)

### 第48条

当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

1. 北原 弘明
2. 藤原 和正
3. 坂井 佑太朗

(設立時の役員)

### 第49条

当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする

1. 設立時理事 江原 隆夫
2. 設立時理事 白井 一夫
3. 設立時理事 坂井 美毅
4. 設立時理事 諸岡 徹
5. 設立時理事 伊東 格
6. 設立時監事 後藤 昭人

(設立時の代表理事)

### 第50条

当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 江原 隆夫

(最初の事業年度)

### 第51条

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年12月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

### 第52条

この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人日本ディスクゴルフ協会を設立のため、設立時社員 北原 弘明 外  
2名の定款作成代理人である司法書士法人エベレスト（社員 貝沼景介）は、電磁的記録  
であるこの定款を作成し、電子署名する。

令和7年12月11日

設立時社員	氏名	北原	弘明
設立時社員	氏名	藤原	和正
設立時社員	氏名	坂井	佑太朗

上記設立時社員3名の定款作成代理人

名古屋市東区葵三丁目2番8号 ニューザックビル7階  
司法書士法人エベレスト  
社員 貝沼 景介